

J R 東海労申第 2 5 号
2 0 1 7 年 3 月 9 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 小林 光昭

労働協約第 37 条及び 272 条の運用に関する団体交渉を求める 3 回目の申し入れ

申第 20 号「労働協約第 37 条及び 272 条の運用に関する団体交渉を求める再申し入れ」に対して、会社は 2 月 27 日に幹事間において、J R 東海が「就業規則が正しい理解の下に的確に解釈・運用されていくことが大切」として作成した解説書「就業規則の解釈と運用」（昭和 63 年 2 月）は、現在の解釈は異なりその資料を基に議論はしないなどと不誠実な姿勢を示し団体交渉の開催を拒否した。更にあることか、会社は、今次賃金引上げ交渉でこの申し入れに関する意見があれば妨げないなどと言いつつ放った。この問題は今次交渉とは別の問題であり、議論には時間を要する。会社の考えは明らかに団体交渉と労働組合を軽視したものであり許されるものではない。

組合は断固抗議すると共に、改めて団体交渉の開催を下記の通り申し入れるので、誠意ある回答を行うこと。

記

1. 会社が労働協約を誤って「解釈・運用」していることは明白である。申第 14 号、申第 20 号、そして今申第 21 号について団体交渉を開催すること。
2. 会社は幹事間の話しの中で「昔の資料は知らない、それを基に議論はしない」としているが、事実、昭和 63 年 2 月に山田勤労課長（当時）の前書きのある「就業規則の解釈と運用」は存在する。なぜ存在するものを「知らない」とするのかその理由を明らかにすること。
3. 「年休は欠勤ではない」とされている当時の解説書に対して、会社は、「今は年休は欠勤である」としている。いつ、どのような理由で解釈を変えたのか明らかにすること。
4. 幹事間の話では、昔の資料を基に議論はしないとしているが、現在は別の「解釈と運用」の解説書が存在するのか明らかにすること。

5. 別の解説書があるのならば、いつ発行されたのか明らかにすること。
6. 発行されているのならば、どのような理由で新たに発行されたのか明らかにすること。
7. 発行されているのならば、以前は組合にも配布していたにもかかわらず、なぜ新たなものは組合に配布されないのか明らかにすること。

以 上